

お知らせ

雨水貯留槽または雨水浸透 枘設置工事に補助金交付

市では、水害対策のための雨水流出抑制と雨水資源の有効活用を図ることを目的として、雨水貯留槽または雨水浸透枘の設置（設置基準有）を行った建築物またはその敷地の所有者や占有者に対して、補助金の交付をしています。

雨水貯留槽に溜まった水は災害時の断水対策用または散水用や洗浄水としても利用できますが、大雨の予想される場合には排水してカラにしてください。

また、大雨時や河川水位の高い時、浴槽の水を流さないようにするとさらなる水害対策となりますので、ご協力をお願いします。

国土管理課（7階）
☎15337、FAX201605

道路の破損などを見つけたら ご連絡ください

茂原市道などの道路補修については、土木管理課が担当しています。道路やガードレール、側溝が壊れているの

を見つけたらご連絡ください。

スマートフォン等でモバリンレポートを活用し、写真を添付し連絡していただくことも可能です。

▼モバリンレポート



国土管理課（7階）

☎15337、FAX201605

忘れずに納付しましょう!

市県民税（第1期）の納期限は6月30日④です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、市県民税の納税通知書は6月12日④に発送しました。

また、市税等の納付には、納め忘れのない安心で確実な口座振替をおすすめします。

新型コロナウイルス感染症の影響など、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

回収税課（2階）

☎1578、FAX201609

動物は正しく飼いましょう



次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

○飼っている動物の世話の仕方やかかりやすい病気、周囲に迷惑を掛けずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。

○動物からうつる感染症を予防するため、過剰なふれあいは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう。

○動物は、迷子札やマイクロチップを付けるなどして、災害時等に放たれてしまっても、飼い主が分かるようにしましょう。犬は、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を付けることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

○犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりにすることのないようにしましょう。

○飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。

○猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による被害を防止し、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守るができます。

○飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

○91日齢以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所へ多頭飼養の届け出が必要です。

○災害時に、飼っている動物と同行避難できるよう準備をしましょう。

○適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

○やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所では新しい飼い主探しをお手伝いします。

○愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で100万円の罰金が科せられます。

○愛護動物を殺傷すると、最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。

環境保全課（6階）

☎1504、FAX201604

長生健康福祉センター
（保健所）

☎25167、FAX243419

